

令和5年度生活介護事業者

医師の配置及び医師 未配置減算の取扱い

令和4年5月2日付 4福監第9001号通知

福島市福祉監査課

令和5年4月1日以降は実地指導時に**確認**

【医師配置の基準】

- 医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、生活介護事業所、障害者支援施設に原則月1回以上の勤務を行っていること。

※日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に

応じて必要数を配置しなければならないものであること。

令和5年4月1日以降は実地指導時に**確認**

【未配置と判断する具体例】

- 医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに来所し、診療等をする場合。
- 嘱託医契約はあるものの、勤務実態がほとんどない場合。

👉 これらについては、実質的には**協力医療機関**であるとみなします。

令和5年4月1日以降は実地指導時に**確認**

※介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書に添付する「従業者の勤務の体制」及び「勤務形態一覧表」、事業所に備え付ける出勤簿等には、必ず配置医師の勤務予定及び勤務実績を記載してください。

令和5年4月1日以降は実地指導時に**確認**

※人員基準上、**看護師**等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができます。

ただし、この場合においても報酬算定上、医師未配置減算の適用を受けることとなります。

令和5年4月1日以降は実地指導時に**確認**

※令和5年4月1日以降は、実地指導等により医師の勤務実態を
確認させていただき、未配置と判断された場合で医師未配置
減算を適用していない場合は、過誤調整を行っていただきますの
で、ご承知おきください。

- 減算単価120円/日とはいえ、毎月嘱託医が訪問している事業所及び同条件であるが減算を適用している事業所と比較した場合、**適正・公平とは言えない。**